

平成28年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成28年 3月 4日(金) 開会 午前10時  
閉会 午後 2時16分

場所 第3委員会室

出席委員 小川真一郎委員長

岡地優副委員長

横川雅也委員、神谷大輔委員、木下高志委員、本木茂委員、長峰宏芳委員、  
吉田芳朝委員、並木正年委員、萩原一寿委員、秋山文和委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部副部長、上木雄二税務局長、  
福島浩之契約局長、飯塚寛参事兼税務課長、小野寺亘人事課長、  
根岸章王職員健康支援課長、山崎高章文書課長、三須康男学事課長、  
坂本泰孝個人県民税対策課長、真砂和敏管財課長、市川善一統計課長、  
横田幸子総務事務センター所長、山岸盛三行政監察幹、  
山田隆弘入札課長、寺井誠一入札審査課長、大山裕技術評価幹、  
小池光晴県営競技事務所長

大浜厚夫秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大野明男任用審査課長

[県民生活部関係]

福島勤県民生活部長、矢嶋行雄県民生活部副部長、山崎仁枝県民生活部副部長、  
久保正美スポーツ局長、下田正幸広聴広報課長、加藤繁共助社会づくり課長、  
小林安則人権推進課長、松崎徹県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、  
小池要子国際課長、渡邊哲青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、  
西村実スポーツ企画幹、清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、  
牧千瑞男女共同参画課長、山本好志消費生活課長、  
松本晃彦防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第22号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

議案番号	件名	結果
第25号	職員の退職管理に関する条例	原案可決
第26号	埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例	原案可決
第27号	埼玉会館条例の一部を改正する条例	原案可決
第28号	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第48号	埼玉県文化芸術振興計画の策定について	原案可決
第52号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第61号	平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第67号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第68号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第69号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決

## 2 請願

議請番号	件名	結果
第1号	安全保障関連法の廃止についての請願	不採択
第2号	消費税率引上げ中止の意見書提出を求める請願書	不採択

### 報告事項

- 1 総務部関係  
平成28年度地方税制改正案の概要について
- 2 県民生活部関係  
第10次埼玉県交通安全計画（案）について

**【議案関係の付託議案に対する質疑（総務部関係）】**

**神谷委員**

第25号議案について、「働きかけ規制」とは、具体的にどのようなことなのか。

**人事課長**

離職後に職務上の行為をするように、又はしないように要求、依頼することを禁止するものである。

具体的には、契約で有利にするような要求や、公になっていない情報を公開するよう要求するなどの行為である。許認可を甘くするように要求することなども働き掛けにあたるものと想定している。

**並木委員**

第23号議案について、育児又は介護を行う職員以外については4週の範囲内で割り振るということだが、育児又は介護を行う職員についての週休日の特例はどの程度の範囲で割り振るのか。

**人事課長**

育児又は介護を行う職員については、1週間から4週間の範囲で割り振ることになる。1週間当たりの勤務時間が短くなるわけではないので、月曜日から金曜日の間に週休日を1日設ける場合は、他の日の勤務時間が長くなるものである。

**並木委員**

育児や介護の範囲はどのように考えているか。また、職員が育児や介護を行っていることを誰がどのように確認し、審査するのか。

**人事課長**

育児を行う職員について、国は人事院規則で小学校6年生までの子を養育する職員と規定している。人事委員会規則で定めることとなるが、本県でも国に準じた内容を考えている。どの職員に小学校6年生までの子がいるのかは、所属長が把握しており、人事課でも人事情報として把握することができる。介護を行う職員について、国は配偶者、父母、子、祖父母、孫等の介護を行う職員を対象としており、介護保険制度の要介護認定を受けているかは要件とせず、介護が必要な状態であれば認めることとしている。人事委員会規則で定めることとなるが、本県でも国に準じた範囲とすることを考えている。また、審査は職員からの申出に基づき所属長が行う。

**並木委員**

産業労働部にも育児休暇に関して、仕事との両立をサポートする事業があると思うが、しっかりと成果を出していただきたい。（意見）

**横川委員**

1 第23号議案について、フレックスタイム制を実施した場合の効果はどのように見込

んでいるか。

- 2 小学校6年生までの子がいる職員は何人いるのか。
- 3 同一の所属に2人、3人と複数の対象職員がいた場合、全員にフレックスタイム制が適用されると、県民サービスの低下につながるのではないか。

#### 人事課長

- 1 育児又は介護を行う職員にとっては、より柔軟な勤務形態を取ることができ、仕事と育児等の両立がより図られるという効果がある。育児又は介護を行う職員以外の職員については、例えば夜間に用地交渉を行う職員や、正規の勤務時間外に記者発表対応を行う職員、県の業務システムでほかの職員が利用している正規の勤務時間には行えないシステムの改修を行う職員など、正規の勤務時間外でないと対応できない業務を行う職員について勤務時間の弾力的な割振りを行うことによって、総実労働時間の縮減に寄与するという定量的な効果がある。
- 2 小学校6年生までの子がいる職員は、平成27年12月現在で教職員や警察職員は除く全任命権者の職員約9,500人のうち2,665人である。
- 3 制度の導入により県民サービスの低下につながるおそれがあるような課所、例えば、窓口業務を行う課所や、突発的な事故対応を行う課所、職員数が少ない課所などでは、導入は難しいと考えている。

#### 木下（博）委員

第67号議案及び第68号議案について、それぞれの段階でどのような判断をし、今回の条例提案となったのか。

#### 人事課長

第67号議案については、国の特別職について期末手当を3.1月から3.15月に引き上げる改正法が1月20日に可決・成立した。また、本県一般職の期末・勤勉手当を引き上げる条例を今回提案させていただいている。これらの状況を踏まえ、知事が判断したものである。

第68号議案については、県人事委員会からの勧告を受け、人事委員会勧告制度は職員の労働基本権が制約されていることの代償措置であることから、知事が勧告どおり実施するとの判断をし、職員団体との交渉を延べ6回経て、理解を得た上で、今回提案させていただいたところである。

#### 木下（博）委員

第68号議案について、職員団体との交渉が6回というのは多い気がするが、どのようなやり取りがあったのか、差し支えない範囲で伺う。

#### 人事課長

今回の勧告はプラス改定であったことから、職員団体からは、人事委員会勧告どおりに引き上げることを求める内容の意見があった。また、改定時期については、通常12月に改定していることから、その点について意見があった。ただ、プラス改定であったこともあり、おおむね順調であり、御理解いただいた。

## 木下（博）委員

おおむね順調とのことだが、事務的な部分について意見があったということか。

## 人事課長

そのとおりである。大枠は御理解いただいた。

## 本木委員

第67号議案について、なぜ平成27年度と平成28年度で支給割合が異なるのか。同じでもよいのではないか。

## 人事課長

本来は、平成28年度のように支給割合を改定すべきところだが、平成27年度は既に期末手当が支給されており、遡及適用させて改定することとなるため、直近の支給月である12月期を改定している。なお、平成27年度も平成28年度も年間の支給割合は同じである。

## 本木委員

知事の任期は8月30日である。知事の任期終了の平成31年度のことを考えて、このようにしているのではないかと考えてしまうが、そうではないのか。

## 人事課長

年間の支給割合は同じであり、国の特別職と同様の改正方法である。知事の任期と関係はない。

## 本木委員

たまたまということか。

## 人事課長

国に準じたものである。

## 萩原委員

- 1 第68号議案について、若年層に重点を置いて給料表を引き上げる理由は何か。
- 2 初任給調整手当の引上げの考え方について伺う。

## 人事課長

- 1 県人事委員会の調査において、職員の初任給が民間事業所を下回っていたことから、初任給を中心として、若年層に重点を置いて引き上げるものである。初任給は、人材確保の観点からも重要であり、国においても同様に若年層に重点を置いている。
- 2 医師及び歯科医師に支給される手当であり、人材確保を目的としている。国においても医療職俸給表（一）の改定に併せて改定している。金額については、改定後は上限額が307,800円となり、知事部局では、40人が対象となっている。

## 萩原委員

- 1 初任給が民間と比べて低いとのことだが、具体的にはどのような指標に基づいている

のか。

2 具体的に、どのような引上げ方法なのか。

### 人事課長

- 1 人事委員会の給与実態調査によると、平成26年については、民間事業所の大卒の初任給が200,700円であるのに対し、職員の初任給は193,908円であり、民間との差があった。
- 2 給料表の改定内容は、例えば、大卒の22歳では、2,500円、1.38%の引上げである。30歳では、1,400円、0.55%の引上げである。このように、年齢が高くなると引上げ率が低くなるような改定方法としている。

### 秋山委員

- 1 第22号議案について、議員や非常勤職員が公務中にけがなどをして災害補償を受けることとなった場合で、傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の両方が支給される場合とは、どのような場合のことか。
- 2 一つの災害による補填の重複を避けるための調整率を、現行の0.86から0.88に改定する意味は何か。補償を受ける側の増減はあるのか。
- 3 第23号議案について、早出勤務は可能なのか。
- 4 上司の命令により2時間長く勤務した場合と、フレックスタイム制によって2時間長く勤務した場合とで、その勤務に対する手当の支給額に差が生じるということか。
- 5 この措置による財政効果はどうなるのか。
- 6 夫婦とも県職員で、同時に同一人に対する育児又は介護を行っている場合でも、夫婦ともにフレックスタイム制が適用可能となるのか。
- 7 介護を受ける者に、父母、兄弟、姉妹など親族の関係が必要であるか。他人の介護はどうか。
- 8 第24号議案について、現行の報告事項では、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」として1項目になっているが、今回の改正では、なぜ「職員の人事評価の状況」と「職員の研修の状況」の2つの項目に分けられているのか。
- 9 第25号議案について、退職管理条例は現在でも要綱があるようだが内容は同じか。
- 10 部長級の職員は法で条例と同じ規制がされているとのことだが、過去に再就職の事例は何件あったか。
- 11 アルバイト、非常勤職員の場合は、規制の対象外か。
- 12 条例の対象は何人いるのか。また、部長級は何人いるか。
- 13 契約等事務の「等」は、何を想定しているか。
- 14 離職後3年目以降は働き掛けが可能なのか。
- 15 第26号議案について、恩給と年金の違いは何か。対象者は何人か。過去に恩給が支給停止されたケースはあるのか。
- 16 第67号議案について、対象者は何人か。0.05月分の増額で年間いくらになるのか。
- 17 第68号議案について、引上げ対象人数は何人か。
- 18 臨時やパートなど引上げ対象外の職員はいるのか。
- 19 引上げに要する額は、平成27年度と平成28年度で、それぞれどのくらいか。

## 人事課長

- 1 厚生年金に加入している議員や非常勤職員などが、事故に遭って、一定程度の障害を負った場合、障害厚生年金が支給される。また、その事故が公務中に起こったものである場合、公務災害補償として、傷病補償年金が支給される。  
厚生年金は、24時間、どこでけがを負ったとしても補償を受けられるが、公務災害補償は、公務中の災害のみを対象とするものである。つまり、公務中の災害であれば、傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の両方が支給される。
- 2 傷病補償年金又は休業補償と、障害厚生年金の双方が支給される場合、同一の災害に対する補填が重複して行われることとなるため、支給額の一部を併給調整する制度となっている。調整率は厚生労働省が算定している数字を使用しているが、今般、障害厚生年金全体の平均支給額が減少したことから、補償額の水準を保つため、公務災害補償としての傷病補償年金等の支給率を0.86から0.88に引き上げる改正を行うものである。したがって、改正前の補償額の水準を変えるものではない。
- 3 勤務時間を割り振ることができる時間をフレキシブルタイムと言うが、国は、人事院規則で午前7時から午後10時をフレキシブルタイムとしている。本県においても人事委員会規則で定めることとなるが、国に準じ、始業時刻は午前7時以降に割り振ることができることとしたいと考えている。
- 4 対象職員の勤務時間は各所属長が事前に決定するが、決められた正規の勤務時間を超えて勤務すれば、時間外勤務となり時間外手当を支給する。1日の正規の勤務時間の長さを変えることができるのがフレックスタイム制である。
- 5 例えば、夜間に用地交渉を行う職員や、正規の勤務時間外に記者発表対応を行う職員、県の業務システムで他の職員が利用している正規の勤務時間には行えないシステム改修を行う職員など、正規の勤務時間外でないと対応できない業務を行う職員について勤務時間の弾力的な割振りを行うことによって、総実労働時間の縮減への寄与、定量的な時間外勤務の縮減が可能となる。
- 6 実際に育児や介護を行っている場合は、夫婦とも対象となる。
- 7 介護を行う範囲について、国は、人事院規則で、配偶者、父母、子、配偶者の父母については同居要件なしで対象としており、祖父母、孫、兄弟姉妹等は同居を要件として対象としている。本県においても人事委員会規則で定めることとなるが、国と同様の範囲としたいと考えている。
- 8 条例により公表すべき事項は、法に具体的に列記されている。今回の地方公務員法の改正では勤務成績の評定が削除され、人事評価と研修が分かれて規定されたことから、条例の項目についても同様に2つの項目を分けて規定するものである。
- 9 今回の地方公務員法の改正と条例によって、これまでのいわゆる要綱に比べて対象が広がっている。要綱では民間企業のみを対象としていたが、法律では非営利企業も規制の対象となっており、また部長級、副部長級、課所長級の幹部職員の特例も盛り込まれている。  
一方、要綱では民間企業への再就職を原則禁止しており、その部分では働き掛け規制よりも強い規制になっている。要綱にある本県独自の取組である自粛の協力要請については、引き続き実施するとともに、法及び条例で定められた規定により退職管理の適正の確保を図り、県民の信頼を得ていくことが必要と考えている。
- 10 平成26年度に退職後、再就職した部長級職員は11人である。このうち民間企業に再就職した者は1人、医療法人や社会福祉法人などの非営利法人に再就職した者は10

人である。

- 11 アルバイトや非常勤職員は、再就職先で責任ある立場に就いていないことから、規制の対象外としている。
- 12 平成26年度に副部長級、課所長級で退職し、条例の規制対象となる可能性がある営利企業等に再就職した者は33人である。また、部長級で退職し再就職した者は11人である。
- 13 契約等事務の「等」は、行政手続法に規定する処分、いわゆる許認可事務が該当する。具体的には、例えば食品営業の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可などが想定される。
- 14 働き掛け禁止期間は離職後2年間となっているため、3年目以降は法及び条例の規制の対象とはならない。
- 16 対象者は9人で、年間で約66万円である。
- 17 一般職員の給与条例とは別に、小中学校や高校の教員などを対象としている学校職員の給与条例もあるが、それらを含め、引上げ対象人数は約6万人である。
- 18 非常勤職員や臨時職員については、条例の対象ではないが、常勤職員との均衡を考慮し、改定することになる。
- 19 平成27年度と平成28年度は同じ金額であり、約44億円である。

#### **職員健康支援課長**

- 15 恩給は、共済年金制度が施行された昭和37年12月以前に退職した公務員を対象とした制度である。昭和37年12月以降に退職した公務員には年金が支払われる。恩給の受給者数は、現在8人である。また、恩給の支給記録が電子化されている平成15年以降は、恩給の支給を停止した記録はない。

---

#### **【議案関係の付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】**

##### **横川委員**

- 1 第28号議案について、改正案には、センター長及び職員を置くとあるが、職員は何名か。
- 2 資格を有する者を消費生活相談員として置くとあるが相談員は何人か。
- 3 知事は、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるとともに、その資質の向上のための研修の機会を確保する、とあるが具体的にはどのような研修を行っているのか。

##### **消費生活課長**

- 1 消費生活支援センターの職員は61人である。
- 2 相談業務に当たる相談員は29人である。
- 3 具体的な研修としては、新任者研修をはじめ、相談技術向上のための各種研修を実施しているほか、国民生活センターで実施する研修に全員を派遣している。事例の研究等を行う基礎法令事例研究会には行政職員も加わり、毎月開催している。今後も、複雑化・高度化する事案に対応できるよう、基礎研修からタイムリーな事例研究まで必要な研修を実施していく。

##### **横川委員**

相談件数はどのくらいか。また、配置されている相談員の人数は適切なのか。

## 消費生活課長

平成26年度の県のセンターで受けた相談件数16,657件を29人の相談員が受けており、電話がつながりにくいという話は聞いていない。

市町村と協力して相談に当たっており、先般、消費者ホットラインが「188」に3桁化され、この番号は原則としては市町村窓口につながるようになっている。現在の29人は適切な人数と考えている。

## 神谷委員

- 1 第48号議案について、リオデジャネイロオリンピック終了後、文化プログラムを実施するとあるが、県ではどのような文化プログラムを実施していこうと考えているのか。
- 2 第69号議案について、映画館の運営は大変厳しいと思うが法人の経営状況はどうなっているか。
- 3 活動内容に「映画館のない地域での上映会の開催」とあるが、具体的にどのような活動を行っているのか。

## 文化振興課長

- 1 あらゆる場所で誰もが参加できるプログラムの策定に取り組んでいるところであるが、文化プログラムは県が主導して行うリーディング事業、国、市町村、文化団体と連携して行う協働事業、文化団体や市町村が単独で行う単独事業に分けられると思う。  
県は、リーディング事業を実施することによって、機運醸成を図り、リードしていきたいと考えている。リーディング事業については、有識者による埼玉県文化芸術振興評議会、市町村文化行政担当課長会議、会場市の課長会議などを通じて、具体的に内容を詰めていきたい。

## 共助社会づくり課長

- 2 法人が運営する「深谷シネマ」は、わずか57席の小規模の映画館だが、平成26年度は、年間89本の作品を上映し、延べ約23,000人の来場者を集め、約3,300万円の事業収入があった。映画館については、都市部にあるシネコンが主流となっているが、日本の古い映画やドキュメンタリー作品など、評価の高い映画を格安な料金で提供することにより差別化を図っている。また、館内のスペースを活用して地元落語家による寄席や地場産の野菜を販売するなど、映画以外の収入の確保にも努めている。確かに経営的には厳しく、映画の興行収入だけでは赤字であるが、地域の方々や映画ファンからの賛助会費や寄附金にも支えられ、平成26年度収支では若干の黒字となっている。
- 3 県内の映画館は都市部におけるシネコンが主流となり、逆に県内の約7割の自治体には映画館が1つもない状況となっている。この法人は、映画文化の普及を目的に、これまで映画館のない秩父市、寄居町において、公民館などを活用して法人主催の上映会を開催している。また、小川町、草加市、上尾市などでは、映画を愛する地元の団体が主催する映画会に上映機器を貸し出したり、上映技師を派遣するなどの支援を行っている。

## 神谷委員

- 1 第48号議案について、県が主体的になって実施するリーディング事業とは具体的にはどのような事業か。
- 2 第69号議案について、今回の法人で指定が10法人となるが、県として、今後、指

定の取得をどのように支援していくのか。

### 文化振興課長

1 平成28年度予算要求しているが、文化プログラムのスタートを告げるキックオフイベントと蜷川幸雄氏総合演出による「1万人のゴールド・シアター」の2つを予定している。

キックオフイベントでは、文化プログラムのスタートを宣言し、伝統芸能やアニメなど県の特徴的な文化資源を集めた公演を考えている。

「1万人のゴールド・シアター」は、ゴールド・シアターに65歳以上の高齢者の方を出演者に加えて、2020年に向けて、平成28年度から隔年で規模を徐々に拡大して実施していく。平成28年度は3,000人規模で実施する。

### 共助社会づくり課長

2 県では、指定の取得を支援するため、制度を周知するセミナーや相談会を開催するとともに、行政書士などの専門家を法人に派遣し会計処理や法人運営の相談、申請書の作成支援などの個別支援を行っている。今後は、指定の取得を目指すNPO法人のスタッフの方々が、指定を取得した先輩のNPO法人から、法人運営や寄附金の集め方などのノウハウを直接学ぶ短期派遣研修を行うなどして、指定の取得が拡大するよう支援してまいりたい。

### 木下（博）委員

第28号議案について、県の消費生活相談員はどのような身分なのか。

### 消費生活課長

非常勤の特別職の公務員である。

### 木下（博）委員

消費生活相談員について「適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる」とあるが、具体的な処遇改善の予定はあるか。

### 消費生活課長

消費生活相談員の処遇については、他県の勤務条件等を常に把握しているが、現在の報酬額は適当な額と考えている。今後、状況の変化が生じた場合は必要な対応を図るべく努力する。

### 並木委員

「埼玉県文化芸術振興計画（案）」の3ページに、「文化芸術を巡る社会情勢」の記載があり、人口推計として、少し前の確定値を使用しているが、最近発表された速報値を使う考えはないのか。

### 文化振興課長

「埼玉県文化芸術振興計画（案）」においては、現状の表記のとおり人口にとどめ、今後、計画を進めるに当たっては、最近の数値を参考にしていきたい。

## 秋山委員

- 1 第27号議案について、増設する会議室の収入額は250万円とのことだが、利用率でいうとどのくらいか。
- 2 それぞれの料金に「以下」とあるが、どのような取扱いとなるのか。
- 3 第28号議案について、「試験に合格した消費生活相談員の配置」とあるが、具体的にはどのような資格なのか。
- 4 市町村の窓口にも多くの消費者が相談に訪れるが、市町村窓口の相談員は有資格者でなくてもいいのか。
- 5 第48号議案について、「埼玉県文化芸術振興計画（案）」には、財源の記述がない。事業の実施には、財源は必須のものであり、相当の決意がなければ、事業の実現が難しい。どのように財源を手当てするのか、構想を伺いたい。
- 6 第69号議案について、税額控除以外の指定のメリットは何か

## 文化振興課長

- 1 同じ面積を有する5つの会議室の状況を基に算定している。利用率としては、90%を想定している。
- 2 埼玉会館は埼玉県芸術文化振興財団が指定管理者として管理している。指定管理者は、条例に定める金額を上限に料金を定めるが、実際の料金は、知事の承認を経て定めることになる。
- 5 一般財源と特定財源である文化振興基金を活用し、計画を進めていく。各年度の予算については、議会の承認を得て決めていく。

## 消費生活課長

- 3 平成28年4月1日施行予定の改正消費者安全法において、消費生活相談員は、「内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関の行う資格試験に合格した者」又は「これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者」でなければならない、とされている。この新たな資格試験は平成28年度から実施される予定であり、現在準備が進められていると聞いている。  
この試験制度には経過措置が講じられており、一定の条件を満たす者は新たな資格試験に合格した者とみなされる。具体的には、独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」の資格、又は一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」の資格のいずれかを有し、かつ、地方公共団体における消費生活相談などの事務に5年以内に通算して1年以上従事した経験を有する者は、改めて資格を取り直さなくても合格者とみなされる。
- 4 市町村については、改正消費者安全法において消費生活相談員の配置が努力義務になっているが、県内市町村の相談員は、現行の3資格のいずれかを有する者が大半であり、みなし合格者に該当する者がほとんどと聞いている。

## 共助社会づくり課長

- 6 指定法人では寄附金のほか協力会員も増加するなどの効果が表れている。また、「県指定」の名称により多くの方に活動内容や寄附金の活用方法を説明するきっかけとなり、県内企業へのアプローチもしやすくなったとの声を頂いている。

## 秋山委員

- 1 第27号議案について、使用料の「以下」というのは、知事の承認を経て指定管理者が定めるとのことだが、実際にはどのくらいになるのか。
- 2 第48号議案について、一般財源や文化振興基金の財源を確保する構想を描いてほしい。財源について、明記すべきと考えるがどうか。

## 文化振興課長

- 1 既存の同じ面積の会議室では、午前は2,250円、午後は4,390円、夜間は5,930円、一日は10,600円と、上限額の8割となっている。
- 2 一般財源と特定財源である文化振興基金を活用し、計画を進めていく。各年度の予算については、議会の承認を得て決めていくものと考えている。

## 秋山委員

会議室の料金は土日も同じか。

## 文化振興課長

同じである。

---

### 【付託議案に対する討論】

#### 秋山委員

第67号議案に反対の立場から討論する。

県政トップの給与値上げ提案であるが、期末手当の年間支給を3.10月から3.15月へと0.05月引き上げるもので、今年度から適用させるものである。今、県民の多くが消費税増税の負担増、物価の値上がり、賃金の伸び悩み、年金の目減りなど生活の苦しさを増している時であり、この引上げには理解が得られない。県政トップは、既に恥ずかしくない給与水準にあるので、据え置くことが適当と判断するため、反対である。

#### 木下（博）委員

第68号議案に賛成の立場から討論する。

知事が労働基本権の根幹として権利を尊重して提案されたものである。きちんとしたデータを取りながら人事委員会勧告が出されている。一方、県民の中には、まだまだ厳しい暮らしをしている方がいる。しかし、人事委員会勧告を尊重して提案したことを尊重する。一方で、厳しい県民も多くいるということ職員も受け止めて、勧告があるから当然上がるということではなく、厳しい県民もいるけれども、権利を尊重して知事が提案し、議員もそこを尊重して賛成する。額が上がった以上に、県民のため更に努力をしていただくことを期待して賛成させていただく。

---

### 【請願に係る意見（議請第1号）】

#### 神谷委員

不採択とすべきとの立場から意見を述べる。

我が国の安全保障に関する重要事項及び法案は、国が処理すべき事務である防衛上に関するものである。安全保障関連法は、切れ目のない安全保障体制を整備し、戦争を未然に防ぐための戦争防止法であり、国民の命と平和な暮らしを守るために必要な法律である。国会審議においては、会期を延長し、様々な意見や論点が出され、十分な審議を尽くして、

成立されたものである。また、先の12月定例会において本議会に提出された「安全保障関連法の成立過程について、誠実で丁寧な説明と再審議を求める請願」は、不採択となった。よって、同法の廃止を求める意見書を国に提出することを求める本請願には、賛成できず、不採択とすべきである。

### 秋山委員

採択すべき立場から意見を述べる。

この請願の請願者は、弁護士であり、埼玉弁護士会の会長を務めた方である。この安保関連法には、憲法学者の95%、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官、日弁連などが、明確に憲法違反と断じている。自民党推薦で国会の参考人として意見を述べた長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授まで憲法違反とした。憲法に違反する法律の存在は許されない。一刻も早く廃止し立憲主義を取り戻すことが必要である。今月末には、安保関連法の施行日を迎える。南スーダンのPKOでは、政府軍が住民を襲撃するなど内戦状態が続いている。住民を守ろうとすれば政府軍と交戦する事態も起こり得る。正に憲法が禁止する交戦権そのものである。これまで戦闘による犠牲者を一人も出していない自衛隊員に犠牲者を出し、また外国人を殺すことの危険性が高まっている。安保関連法は一刻も早く廃止すべきだと考える。

### 萩原委員

不採択とすべき立場から意見を述べる。

昨年成立した平和安全保障関連法は、憲法第9条の戦争放棄とともに憲法の前文にある生存権、並びに国民の生命と自由、幸福の追求の権利を国が最大限に尊重するという憲法第13条に照らし、切れ目のない安全保障体制を整備し、戦争を未然に防ぐための戦争防止法である。今年に入ってから北朝鮮の弾道ミサイル発射などによる日本をめぐる安全保障環境が激変する状況を見ても、平和安全保障関連法を廃止して、本当に日本の平和や国民の安全が守れるとは、到底考えにくい。平和安全法制整備法における限定的な集団的自衛権は、1972年の政府見解の基本的な論理を維持したものであり、あくまで合憲である。新法である国際平和支援法においても海外派遣3原則を整備し、自衛隊の活動が無制限に広がらないようにした。平和安全保障関連法は本年3月末までに施行となる。これからの運用に当たって重要なのは、訓練状況や現地の情報収集などを総合的に見極めたうえで、自衛隊員の安全を確保していくことである。よって、本請願には反対である。

---

## 【請願に係る意見（議請第2号）】

### 横川委員

不採択とすべきとの立場から意見を述べる。

社会保障分野にあっては、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立することが重要である。国民の負担を抑制しつつ必要な社会保障が行える制度を構築し、次世代に引き継いでいかなければならない。こうした点を踏まえ、消費税については社会保障と税の一体改革の中で、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保、財政健全化の同時達成を目指すため、税率の引上げが決定されたものである。また、先の9月定例会において本議会に提出された「消費税の10%への増税の中止を求める意見書の提出について」の請願は、不採択となった。したがって、消費税率引上げ中止の意見書提出を求めるとの本請願については、賛成できず、不採択とすべきものである。

## 秋山委員

採択すべきとの立場から意見を述べる。

いま日本経済は緩やかな回復基調にあると政府は強弁しているが、この3年間で労働者の実質賃金は5%下がり、正規雇用労働者数が27万人減少し、非正規労働者の割合は40%に達している。年収200万円以下の労働者は9年連続して1,000万人を超え、年金は目減りを続けている。一昨年4月の消費税8%への増税以来、消費低迷が続いている。日本は、先進資本主義国の中でGDPが伸びない、経済が成長しない特異な国となっている。安倍自公政権は、どんなに消費が落ち込んでも、経済が低迷しても来年4月には10%への増税を強行する構えである。これでは、財政の立て直しも景気を良くすることもできない。庶民に1世帯年平均6万2,000円の大きな負担を押し付けるだけである。一方で、史上空前の大儲けを上げている大企業には減税のばらまきをするあべこべ政治である。

## 吉田委員

採択すべきとの立場から意見を述べる。

もともと民主党では、3党合意の中で、10%に上げるということであったが、最近の政策判断を見ていると3党合意がないがしろにされている。消費税率を上げる際には、消費税の逆進性をクリアするために、増税分は全て社会保障費に充てるという合意の下で、増税を決めていた。例えば、高齢者への給付金や地方創生など、それ以外の分野に多く政策的にお金を出している。全て社会保障給付費に充てるという前提が崩れている。3党合意が反古にされており、今の景気状況を考えると消費税を上げるべきではない。